

立川市学習等供用施設(立川市滝ノ上会館 他 10 館)
指定管理者候補者の選定について

答 申

令和2年10月30日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和2年10月1日付立教生第2178号により、立川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から、立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館 他 10 館）における指定管理者候補者の選定について、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者になりたい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申いたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館 他 10 館）については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

	公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
1	学習等供用施設 立川市滝ノ上会館 立川市富士見町4丁目16番10号	立川市滝ノ上会館管理運営委員会
2	学習等供用施設 立川市こんぴら橋会館 立川市砂川町3丁目26番地の1	立川市こんぴら橋会館管理運営委員会
3	学習等供用施設 立川市高松会館 立川市高松町2丁目25番26号	立川市高松会館管理運営委員会
4	学習等供用施設 立川市若葉会館 立川市若葉町3丁目34番地の1	立川市若葉会館管理運営委員会
5	学習等供用施設 立川市こぶし会館 立川市幸町5丁目83番地の1	立川市こぶし会館管理運営委員会
6	学習等供用施設 立川市羽衣中央会館 立川市羽衣町2丁目26番7号	立川市羽衣中央会館管理運営委員会
7	学習等供用施設 立川市天王橋会館 立川市一番町3丁目6番地の1	立川市天王橋会館管理運営委員会
8	学習等供用施設 立川市柴崎会館 立川市柴崎町1丁目16番3号	立川市柴崎会館管理運営委員会
9	学習等供用施設 立川市さかえ会館 立川市栄町4丁目6番地の2	立川市さかえ会館管理運営委員会
10	学習等供用施設 立川市西砂会館 立川市西砂町5丁目11番地の13	立川市西砂会館管理運営委員会
11	学習等供用施設 立川市上砂会館 立川市上砂町1丁目13番地の1	立川市上砂会館管理運営委員会

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・ 市は各管理運営委員会が規約で定める役員任務や会計事務の基準を示すなど、同委員会の組織管理の明確化及び水準向上を支援すること
- ・ 各管理運営委員会が自ら行う監査結果の報告を、市が求める指定管理者業務報告書上での位置づけを明確にするなど、市民に分かりやすく伝えられるよう、支援すること

2 審査会日時

日 時	議事内容
令和2年10月1日（木） 18時15分から	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問及び特命理由の説明・ 施設概要、業務内容、仕様等の説明・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 協議及び審査・ 答申案の協議・ その他

上記のほか、10月1日（木）に、5名の委員がこぶし会館・滝ノ上会館の現地視察を行いました。

3 審査の経過

公募によらず、管理運営委員会を特命で指定管理者とする理由として、各管理運営委員会は、自治会、文化会、体育会、青少年健全育成地区委員会、子ども会、PTA、老人会等、広範な地域団体から選出される委員により構成された委員会であり、立川市学習等供用施設条例において規定する「地域の住民団体で教育委員会が指定するもの」という要件を満たしていること。また、日常的な施設の使用に関する業務を通して、地域住民の生涯学習の機会や場の提供に努めていること。地域の文化・特性を活かし、会館まつりをはじめ、講演会や講座などの独自の事業を展開するとともに、広報活動を充実させることにより、幅広い世代の利用拡大や地域コミュニティ意識の醸成に大いに貢献してきたこと。これらの実績から、施設の設置目的である「学習、社会教育活動又は集会その他の公共的利用に供し、もって生涯学習及び地域コミュニティの振興を図る」ことが可能であり、指定管理者とするに相応しいのは各管理運営委員会であることの説明が、教育委員会よりありました。

さらに、施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、教育委員会に対して質疑を行いました。

そこでは、大規模災害時における管理運営委員会の対応、使用料徴収の取扱い及び報告の方法、決算監査の実施状況及び決算報告の内容、指定管理料におけるコミュニティ事業費の使用用途などについての質疑がありました。

その後、事業者から事業計画等の説明の受け、事業者に対して質疑を行いました。

そこでは、施設利用状況の変化、指定管理料等の執行管理、施設利用に関する取扱いなどについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、各館における申請受付などの取扱い事例の共有化などについて、意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 駕 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	杉 田 研 一	公募
〃	武 江 俊 江	公募
〃	宮 本 直 樹	公募